国際的な不正資金等の移動等に対処するための国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整理に関する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和四年十二月二十三日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第三百九十九号

国際的な不正資金等の移動等に対処するための国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整理に関する政令

内閣は、国際的な不正資金等の移動等に対処するための国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法等の一部を改正する法律（令和四年法律第九十七号）の一部の施行に伴い、この政令を制定する。

（没収保全と滞納処分との手続の調整に関する政令の一部改正）

第一条　没収保全と滞納処分との手続の調整に関する政令（平成十一年政令第四百二号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項ただし書中「第十三条第一項」を「第三十六条第一項」に改める。

（公益通報者保護法別表第八号の法律を定める政令及び衛星リモートセンシング記録の適正な取扱いの確保に関する法律施行令の一部改正）

第二条　次に掲げる政令の規定中「公衆等脅迫目的の犯罪行為のための資金等の提供等の処罰に関する法律」を「公衆等脅迫目的の犯罪行為等のための資金等の提供等の処罰に関する法律」に改める。

一　公益通報者保護法別表第八号の法律を定める政令（平成十七年政令第百四十六号）第三百八十九号

二　衛星リモートセンシング記録の適正な取扱いの確保に関する法律施行令（平成二十九年政令第二百八十二号）別表第二第三十号

附　則

この政令は、国際的な不正資金等の移動等に対処するための国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法等の一部を改正する法律附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日から施行する。

内閣総理大臣　岸田　文雄

法務大臣　齋藤　健

府　令

○内閣府令第六十七号

道路交通法の一部を改正する法律（令和四年法律第三十二号）の施行に伴い、並びに道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第二条第一項第十一号の三から第十一号の五まで、第十四条の四、第十五条の三第一項及び第二項、第十五条の四並びに第六十三条の二第二項、同法第七十五条の二十三第六項において準用する同法第七十二条の二第三項において準用する同法第五十一条第十項、同法第七十五条の十二第二項第二号イ、ロ(4)及びニ(6)並びに第三項、第七十五条の十六第一項、第三項及び第四項、第七十五条の十七、第七十五条の十九第一項及び第二項、第七十五条の二十第一項第一号及び第二項、第七十五条の二十七第三項、第七十五条の二十八第三項、第七十五条の二十九並びに第百十四条の七並びに道路交通法施行令（昭和三十五年政令第二百七十号）第二十七条の七において読み替えて準用する同令第二十六条の四の三の規定により読み替えて準用する同令第十四条の八、第十六条第二号並びに第十六条の四第一項、第二項及び第四項並びに同令第二十七条の八の規定により読み替えて適用する同令第二十七条の六ただし書の規定に基づき、道路交通法施行規則等の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

令和四年十二月二十三日

内閣総理大臣　岸田　文雄

道路交通法施行規則等の一部を改正する内閣府令

（道路交通法施行規則の一部改正）

第一条　道路交通法施行規則（昭和三十五年総理府令第六十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分（連続する複数の規定を記号により一括して標記した箇所を含む。）に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
目次	目次
［第一章～第二章の六　略］	［第一章～第二章の六　同上］
第二章の七　特定自動運行の許可等（第九条の十九―第九条の三十八）	
第三章　道路使用の許可（第十条―第十二条）	第三章　道路使用の許可（第十条―第十二条の二）
［第四章～第八章　略］	［第四章～第八章　同上］
第八章の二　雑則（第三十八条の四の六―第三十九条の十）	第八章の二　雑則（第三十八条の四の六―第三十九条の八）
第九章　［略］	第九章　［同上］
附則	附則